

令和7年度鹿児島県宇宙ビジネス研究開発支援事業補助金応募要領

1 目的

政府がとりまとめた「宇宙基本計画」では、宇宙産業を日本経済における成長産業とするため、宇宙機器と宇宙ソリューションの市場を合わせて、2020年に4兆円となっている市場規模を、2030年代の早期に2倍の8兆円に拡大していくことを目標に掲げている。

こうした背景を踏まえ、本事業において、本県における宇宙機器の試験研究・試作や衛星データ画像の解析手法の研究・試行、宇宙をテーマとする県内のビジネス創出への補助を行うことで、宇宙ビジネス参入促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなす。
 - ア 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 「大企業」とは、中小企業支援法第2条第1項各号に規定する中小企業以外の者であって、事業を営むものをいう。
- (3) 「大学等研究機関」とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第115条に規定する高等専門学校、国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に規定する国立研究開発法人、並びに地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人であって、試験研究に関する業務を行っているものをいう。

3 応募条件

- (1) 応募主体(補助対象者)

県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者であること、又は中小企業者、大企業、市町村、大学等研究機関もしくはその他の団体のうち、複数で構成されるチーム(以下「補助事業者」という。)とする。

また、補助事業者のうち、チームの代表者は、県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者とする。

なお、補助事業者は、次のすべての要件を満たすこととする。

- ア 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人その他の団体

又は個人でないこと。

(7) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

イ 鹿児島県税の未納がないものであること。（鹿児島県内の企業のみ）

ウ 他の制度等により同一事業で補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。

エ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でない判断するものを除く。

(2) 補助対象事業内容

宇宙ビジネス参入に向けて行う宇宙機器の試験研究・試作又は衛星データ画像の解析手法の試験研究・試行、宇宙をテーマとする県内のビジネス創出等

4 応募方法

(1) 応募期間

令和7年4月1日(火)～6月20日(金)午後5時まで（※必着）

(2) 提出書類

鹿児島県宇宙ビジネス研究開発支援事業補助金応募申請書（別記第1号様式）

〔添付書類〕

ア 事業実施計画書（別記第2号様式）

イ 事業収支予算書（別記第3号様式）

ウ チーム協定書（別記第4号様式）

エ 県税の納税証明書（鹿児島県内の企業のみ）

(3) 提出方法（電子ファイル及び郵送）

- ・ 提出書類の電子ファイルを下記アドレスまで提出すること。

なお、電子ファイルは合計で5メガバイト以下に収まるようにすること。

5メガバイトを超える場合は分割して提出すること。

- ・ 別途、3部を郵送で提出すること。（県税の納税証明書は、1部のみ原本とし、他2部はコピーの提出で構わない。）

(4) 提出先（問合せ先）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県商工労働水産部産業立地課新産業創出室（担当：上久保，川井田）

TEL:099-286-2897 E-Mail:shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

※「鹿児島県宇宙ビジネス研究開発支援事業補助金応募書類一式」と明記すること。

5 補助対象期間，補助率等

- (1) 補助対象期間
交付決定日から令和8年2月末日まで
※ 令和8年は，2月28日が土曜日のため書類の受領が行えません。実績報告書等の書類は，令和8年2月27日までに事業を完了し，同日17時までに提出してください。
- (2) 補助率及び補助上限額
補助率：対象経費の10／10以内
補助上限額：1,000千円／件
- (3) 補助予定件数
3件程度
- (4) 補助対象経費等
補助金の対象経費は，別表のとおりとする。

6 審査・選定

- (1) 審査方法
審査委員会による書類審査にて，補助対象者を選定する。
- (2) 審査基準
ア テーマ設定の妥当性（到達目標の明確性）
イ 実現可能性（実施体制，スケジュール，実用化の期待度）
ウ 事業終了後による継続性（ビジネス化に向けたプロセス）
- (3) 審査結果の連絡
審査結果は県から応募者へ文書で通知する。
- (4) サプライチェーン全体での共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の宣言・公表を行っている場合に加点措置を行います。同宣言の詳細については，下記ポータルサイトをご確認ください。申請時点でコンソーシアムを構築する全ての企業（地方自治体，商工会議所，商工会を除く）の企業名がポータルサイトの登録企業リストに掲載されていることが条件となります。
「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト：<https://www.biz-partnership.jp>

7 採択された場合の留意点

- (1) 採択者及び実施内容テーマについては県ホームページで公開する。また，必要に応じて，進捗状況の報告を求めるとともに，県担当者が現地で進捗状況等の確認を行う。
- (2) 交付決定日より前に支出した経費は補助対象外となるため，補助事業は交付決定後に着手すること。
- (3) 自社製品又は関係会社からの調達分が補助対象経費に含まれる場合は，補助事業者の利益相当額を排除した金額で計上すること。
- (4) 補助事業に要した経費については，証拠書類（見積書，発注書，納品書，領収書等），現物等による執行の確認を行うため，証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備の上，補助事業完了後5年間保管すること。
- (5) 本事業は補助金の一部を概算払により支払うことができる。
- (6) 補助事業の成果については，実績報告により県に報告するほか，必要に応じてデータ等の提供について協力すること。提出された成果については，県が実施する事業において，これを活用することを承諾すること。また，県ホームペ

ージによりその成果を公開する。

- (7) 補助事業終了以降に、必要に応じて普及啓発のための協力を依頼することがある。
- (8) 県の実施する宇宙関連事業に可能な範囲で協力を依頼することがある。
- (9) その他、「鹿児島県宇宙ビジネス研究開発支援事業補助金交付要綱」及び「鹿児島県補助金等交付規則」等に従うこと。

8 応募に係る質問について

(1) 質問方法

別添「質問書」により、令和7年6月11日(水)までにE-Mailにより受け付ける。

(2) 回答方法

質問及び回答内容は、随時一覧表により原則県ホームページにて公表する。

なお、一覧表はほかの応募予定者から希望があれば適宜提供する。ただし、質問又は内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(別表)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費(2) 衛星データ画像購入費、衛星データ画像解析に使用するソフトウェア購入費(3) 機械装置又は工具・器具のリースに要する経費(4) 外注加工・検証等に要する経費<ul style="list-style-type: none">ア 原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費イ 技術課題の解決のために公設試験研究機関等の外部機関に分析・検査等を依頼する場合に、当該支援機関に支払われる経費。ただし、当該機関が購入する機器・設備等は対象としない。ウ 外部からの技術指導を特に必要とする場合に技術者等に支払われる経費及び産業財産権(工業所有権)の導入が必要となる場合に、所有権者等に支払われる経費(実施許諾料等)(5) 直接人件費 事業実施に直接従事する者(補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。)の研究開発業務時間に対応する人件費に限るものとする。ただし、補助事業の内容がソフトウェア又は情報処理関連技術の場合を除き、補助対象経費の総額の3分の1を超えない額までとする。(6) 外部委託費 事業を行うために必要な経費の中で、補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に委託するために必要な経費であり、ほかの経費項目に含まれるものを除く。 |
|--|